

第3節 高齢者保健福祉施策の充実

1 健康づくりの推進

(1) 健康手帳の交付

健康手帳による健康管理の充実を図ることを目的に、40 歳以上の方を対象に健康手帳を交付します。

		第4期			第5期		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健康手帳 の交付	交付人 数(人)	1,059	1,123	1,063	100	100	100

※平成 23 年度以降は見込み

※平成 24 年度以降は健康相談等、必要に応じて交付するものとする

(2) 健康教育

がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の生活習慣病予防、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という意識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進に資することを目指して行います。

社会の状況に合わせ、市民のニーズに合った内容を取り入れた教室を実施していきます。

		第4期			第5期		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
歯周疾患 健康教育	指導人 数(人)	21	19	25	25	25	25
	開催回 数(回)	1	1	1	1	1	1
骨粗しょう症(転倒 予防)健康 教育	指導人 数(人)	30	33	25	25	25	25
	開催回 数(回)	1	1	1	1	1	1
病態別 健康教育	指導人 数(人)	455	111	100	100	100	100
	開催回 数(回)	25	5	5	5	5	5
一般 健康教育	指導人 数(人)	284	642	500	500	500	500
	開催回 数(回)	18	27	30	30	30	30

※平成 23 年度以降は見込み

(3) 健康相談

心身の健康に関しての相談窓口を保健福祉センターなどに開設し、保健師等が相談に応じます。

①重点健康相談

高血圧症、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗しょう症、病態別（肥満、心臓病）の課題の中から重点課題を選定して行います。

		第4期			第5期		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高血圧症	参加人数(人)	89	44	40	45	50	50
	開催回数(回)	3	2	2	2	2	2
脂質異常症	参加人数(人)	52	55	55	55	60	60
	開催回数(回)	3	3	3	3	3	3
糖尿病	参加人数(人)	35	38	35	35	40	40
	開催回数(回)	2	2	2	2	2	2
歯周疾患	参加人数(人)	33	35	35	35	40	40
	開催回数(回)	2	2	2	2	2	2
骨粗しょう症	参加人数(人)	30	33	30	30	30	30
	開催回数(回)	2	2	2	2	2	2
病態別	参加人数(人)	6	9	15	15	15	15
	開催回数(回)	6	9	12	12	12	12

※平成 23 年度以降は見込み（人数は、延べ人数）

②総合健康相談

心身の健康に関する相談に応じ、関係機関と連携をとりながら、必要な指導助言を行います。

		第4期			第5期		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総合健康相談	参加人数(人)	22	14	25	30	35	40
	開催回数(回)	22	14	25	30	35	40

※平成 23 年度以降は見込み（人数は、延べ人数）

（４）特定保健指導

特定保健指導プログラムでは、健診結果及び質問項目により、対象者を生活習慣のリスク要因の数に応じて階層化します。リスク要因が少ない方には、生活習慣の改善に関する動機づけを行うこととし、リスク要因が多い方には、医師、保健師、管理栄養士等が積極的に介入し、確実に行動変容することを促すことを目指します。

		第4期			第5期		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定保健 指導	対象者 数(人)	380	329	350	350	350	350
	指導人 数(人)	103	137	130	130	130	130

※平成 23 年度以降は見込み

（５）健康診査

健康診査には、特定健康診査等、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診等があります。

特定健康診査、がん検診の実施により、がん、心臓病、糖尿病などの生活習慣病の予防や早期発見、早期治療に努めるとともに、健康診査等の結果で指導が必要な人に対して、各医療機関との連携を緊密に行えるようネットワークシステムを確立し、医療機関との連携の下、健診結果を活用した事後指導が取り組める体制を検討していきます。

① 特定健康診査

近年の循環器疾患等の動向を踏まえ、糖尿病や脂質異常症、高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、40 歳以上の国民健康保険加入者を対象に年 1 回行います。

		第4期			第5期		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定健康 診査	対象者 数(人)	8,031	10,072	11,000	11,000	11,000	11,000
	受診人 数(人)	2,435	2,767	3,000	3,000	3,000	3,000

※平成 23 年度以降は見込み

② がん検診

胃がん、肺がん、大腸がん検診は、40 歳以上を対象に年 1 回実施していますが、平成 17 年度より婦人がん検診の子宮がんは 20 歳から、乳がんは 30 歳から隔年対象として実施しています。

平成 21 年度から女性特有のがん検診事業が開始され、無料クーポン券の利用により、検診の受診促進を図り、受診率向上を目指します。

		第4期			第5期		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
胃がん 検診	対象者 数(人)	5,437	10,072	11,000	11,000	11,000	11,000
	受診人 数(人)	2,753	2,687	2,700	2,750	2,800	2,850
肺がん 検診	対象者 数(人)	5,881	10,072	11,000	11,000	11,000	11,000
	受診人 数(人)	3,643	3,289	3,350	3,400	3,450	3,500
大腸がん 検診	対象者 数(人)	6,014	10,072	11,000	11,000	11,000	11,000
	受診人 数(人)	3,518	3,434	3,500	3,550	3,600	3,650
子宮がん 検診	対象者 数(人)	5,580	8,201	8,300	8,300	8,300	8,300
	受診人 数(人)	1,659	1,706	1,730	1,800	1,830	1,850
大腸がん 検診	対象者 数(人)	6,014	10,072	11,000	11,000	11,000	11,000
	受診人 数(人)	3,518	3,434	3,500	3,550	3,600	3,650

※平成 23 年度以降は見込み

③ 歯周疾患検診

40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の方を対象とする節目検診として、町内歯科医療機関に委託して実施します。

平成 23 年 8 月には、歯科口腔保健の推進を総合的に進めるため、歯科口腔保健法が成立しました。本町においても、生涯にわたって健康な口腔環境を保持することを目指し、歯科医療機関等と連携の下、歯科検診、歯科医療の充実に取り組みます。

		第4期			第5期		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
歯周疾患 検診	対象者 数(人)	2,181	2,205	2,236	2,222	2,235	2,268
	受診人 数(人)	202	164	180	180	180	180

※平成 23 年度以降は見込み

④ 骨粗しょう症検診

40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び 70 歳の女性を対象とする節目検診として実施します。

		第4期			第5期		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
骨粗しょう症検診	対象者数(人)	1,974	1,917	1,778	1,936	1,934	2,061
	受診人数(人)	321	371	350	370	370	390

※平成 23 年度以降は見込み

⑤ 肝炎ウイルス検診

40 歳から 75 歳までの方で、過去に肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けたことがない方を対象として実施します。

		第4期			第5期		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
肺炎ウイルス検診	受診人数(人)	261	243	250	250	250	250

※平成 23 年度以降は見込み

(6) 訪問指導

健診の事後指導として精検者等に保健師が訪問し、受診勧奨や生活指導を行い、生活習慣病の予防を推進します。また、種々の問題を含んだ家族を対象に医療・福祉に関して地域包括支援センター等と連絡・連携をとりながら、医療・福祉に関する相談・調整を行います。

		第4期			第5期		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問指導	指導実人員(人)	8	2	8	10	15	20
	指導回数(回)	8	2	8	10	15	20

※平成 23 年度以降は見込み

2 生活支援事業

(1) 生活支援ホームヘルプ事業

介護保険制度で介護認定対象外となり介護サービスが利用できない、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で、虚弱の方などが、調理や洗濯、掃除、買物などの家事で困ったときに、在宅で日常生活が送れるように、週2回程度有料でホームヘルパーを派遣し、在宅生活を支援しています。

また、身寄りのないひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で、介護認定を受けている方が入院した場合には、介護サービスが一時的に受けられなくなることから、ホームヘルパーにより入院中の身の回りの世話まで生活支援を提供しています。

【申請方法】

地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員を通じての申請となります。

【今後の取り組み】

介護保険制度のサービスを利用できない、身寄りのないひとり暮らしの高齢者や、高齢者世帯で虚弱な方が受けられる唯一の家事援助サービスです。

家族の援助を受けられない高齢者は増加を続けており、それに伴い、介護認定対象外の高齢者で生活支援サービスを利用する方は、今後も同様に増加すると見込まれています。こうした状況に速やかに対応するとともに、事業を継続して実施していくために、ヘルパー派遣事業者の充実や、サービスの周知などを図り、健全な在宅生活の維持を支援していきます。

	第4期			第5期		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実人数（人）	15	16	26	27	28	30
回数（回）	578	574	1,062	1,094	1,127	1,160

※平成 23 年度以降は見込み

（２）寝具洗濯乾燥消毒事業

高齢者にとっても、快適な睡眠は健康維持には欠かせないものです。体力の衰えた高齢者には、布団等の寝具の管理は難しく、清潔でない寝具は、高齢者の健康の保持を阻害します。寝具類の衛生的な管理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、また、障がい者に対し、事業委託業者が寝具を預かり、寝具の洗濯や乾燥・消毒（殺菌・脱臭）を年２回程度実施し、高齢者等の保健衛生及び福祉の増進を支援しています。

【申請方法】

地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員を通じての申請となります。

【今後の取り組み】

清潔な寝具により快適な生活を送ることは、精神衛生及び健康の維持・向上、さらには、介護予防にもつながることから、今後も継続して事業を実施します。

	第４期			第５期		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人数（人）	77	95	90	95	100	105
回数（回）	136	138	140	143	150	157

※平成 23 年度以降は見込み

（３）外出支援サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で、身体機能の低下や障がい等により、公共交通機関を利用できない、あるいは別居の親族などの送迎を受けられない場合に、病院等への移動を支援するサービスです。

民間事業者のリフト付車両やタクシー等による送迎に対し、料金の一部を助成する給付券の支給を行っています。

【申請方法】

地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員を通じての申請となります。

【今後の取り組み】

外出が困難な高齢者の通院等の援助をすることにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で生活を維持していくことを支援するため、引き続きサービスの提供に努めます。また、平成 24 年度運行を目指し、デマンド型運行による送迎をできるように計画しています。

	第４期			第５期		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人数（人）	125	141	150	155	160	165
回数（回）	1,928	2,301	2,600	2,750	2,900	3,100

※平成 23 年度以降は見込み

（４）軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で、介護保険では対応できない日常生活上の作業（家の周りの庭木の剪定や除草、居住家屋の軽微な修繕等）が必要な高齢者に対して、シルバー人材センターに委託をし、有料で日常生活の支援を行っています。

【申請方法】

地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員を通じての申請となります。

【今後の取り組み】

軽易な日常生活の支援を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者の自立した生活の維持を可能にするため、今後もサービスの提供に努めます。

	第4期			第5期		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人数（人）	28	29	30	30	31	32
回数（回）	40	40	45	45	47	49

※平成 23 年度以降は見込み

（５）配食サービス事業

調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対して、バランスの取れた食事を有料で提供するとともに、昼食時の配達及び容器を回収する際に会話を交わすことにより安否確認を行い、異常があった場合には関係機関へ緊急連絡しています。

【申請方法】

地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員を通じての申請となります。

【今後の取り組み】

栄養バランスの取れた食事を提供することにより、高齢者の健康を維持するとともに、定期的な訪問による安否確認の際の声かけによる交流や継続的な見守りにより、調理が困難な高齢者の方が閉じこもることなく自宅で安心して生活できるようサービスの充実を図ります。

	第4期			第5期		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人数（人）	100	126	110	115	120	125
回数（回）	10,341	10,533	10,900	11,000	11,500	12,000

※平成 23 年度以降は見込み

（６）緊急通報装置等貸与事業

日常生活に不安のある虚弱で在宅のひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報装置を有料で貸与し、急病や災害時において速やかに対応が取れるように、専門委託業者による、24 時間の安否確認や連絡、緊急時の対応をしています。

また、民生委員や近隣住民、親族等の連絡体制も同時に整え、緊急時に備えています。

【申請方法】

地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員を通じての申請となります。

【今後の取り組み】

災害弱者の安全確保が急務となっている現在、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の正確な情報の把握が今後一層重要になってきます。

民生委員や石橋地区消防組合との連携を深め、高齢者世帯調査及び台帳等の作成、緊急時の連絡体制の整備強化とともに、サービスの周知に力を入れていきます。

	第4期			第5期		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人数（人）	60	67	67	69	72	74

※平成 23 年度以降は見込み

（７）紙おむつ給付事業

介護保険制度の判定で要介護 1 から 5 に認定され、紙おむつを必要とする在宅の高齢者等に対して、介護用品（紙おむつ）の給付券を提供することにより、在宅高齢者と介護をする家族の経済的負担の軽減を図っています。

【申請方法】

地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員を通じての申請となります。

【今後の取り組み】

在宅の高齢者と介護をする家族の経済的、精神的負担を軽減することで在宅での介護を支援するため、今後も引き続き実施していきます。

	第4期			第5期		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人数（人）	720	712	735	757	780	803
件数（件）	5,475	5,247	6,280	6,594	6,858	7,064

※平成 23 年度以降は見込み

（８）高齢者家庭介護者助成事業

介護保険制度の判定で要介護３から５に認定された方と自宅で同居し、主に介護している家族に対し助成金を交付することにより、介護者の慰労及び精神的、経済的負担を軽減し、在宅での介護を支援しています。

【申請方法】

地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員を通じての申請となります。

【今後の取り組み】

介護者支援の観点から、今後も継続して事業の継続を計ります。

	第４期			第５期		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人数（人）	417	423	430	443	456	470
件数（件）	3,798	3,565	3,625	3,735	3,840	3,957

※平成 23 年度以降は見込み

（９）介護予防（一般高齢者）教室

介護が必要のない一般高齢者が、今後も要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした在宅生活が送れるよう介護保険事業と連携しながら、健康体操等を取り入れた介護予防教室を開催し、介護を受ける必要のない元気な高齢者でいられるように支援しています。

【申請方法】

地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員を通じての申請となります。

【今後の取り組み】

介護予防に重点を置いた事業を実施するため、認定に該当しない一般高齢者の段階から一貫した介護予防教室を展開していくことが、介護認定者の増加を防ぐより良い方向であるという観点から、今後も継続して推進していきます。

	第４期			第５期		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ人数（人）	557	397	420	450	500	550

※平成 23 年度以降は見込み

（10）生きがい活動支援通所事業

介護保険が適用にならない一般高齢者の閉じこもりを予防し、高齢者の健康づくりや生きがい活動としての趣味やレクリエーション、軽い運動などを行う生きがいサロンを、年間を通し週単位で継続して開催することにより、介護予防や自立した在宅生活を支援しています。

【申請方法】

地域包括支援センター、ケアマネジャー、社会福祉協議会、民生委員を通じての申請となります。

【今後の取り組み】

閉じこもりがちな高齢者の生活に一定のリズムを与える生きがい活動事業として、孤立感の解消や健康の保持増進、また、他者との交流や手指を使うことにより介護予防を促進するためにも、今後さらに重要な事業となっています。

広報などにより事業の周知を図るとともに、利用希望の動向をみて、実施箇所の拡大、地域ボランティア等の協力による受け入れ体制の強化に努めます。

	第4期			第5期		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ人数（人）	1,328	1,408	1,450	1,500	1,550	1,600

※平成 23 年度以降は見込み

3 施設サービス等

（1）養護老人ホーム

居住環境や経済的な理由、家族との関係により自宅での生活が困難な高齢者を措置し、施設に入所させることによって、食事や入浴などの基本的な世話や、社会復帰または社会的活動に参加するなど、自立した日常生活を送るために必要な指導や訓練などを行うとともに、自宅への復帰を含めて、家族調整等の指導も行っています。

【今後の取り組み】

高齢者虐待や、身寄りのない、または、身寄りがあっても家族との交流のない高齢者が年々増加している今、養護老人ホームの役割は依然として重要です。

町では、近隣市町の施設に入所の委託をしており、今後も入所者の見守りと施設との連携を強化していきます。

	第4期			第5期		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実人数（人）	8	9	7	7	8	8

※平成 23 年度以降は見込み

4 相談窓口の充実

（１）地域包括支援センターでの対応

地域包括支援センターについては、壬生北地区と壬生南地区の２か所において、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置されました。

その役割は、介護予防推進の中核的機関として、また、地域福祉の総合的な相談窓口として、日々重要になってきています。

【今後の取り組み】

今後も、地域包括支援センターを適切に運営していくため、地域のサービス事業者、関係団体等で構成される、地域包括支援センター運営協議会の委員に意見を求めるなど、一層の運営体制の強化に努めていきます。

① 総合相談・支援

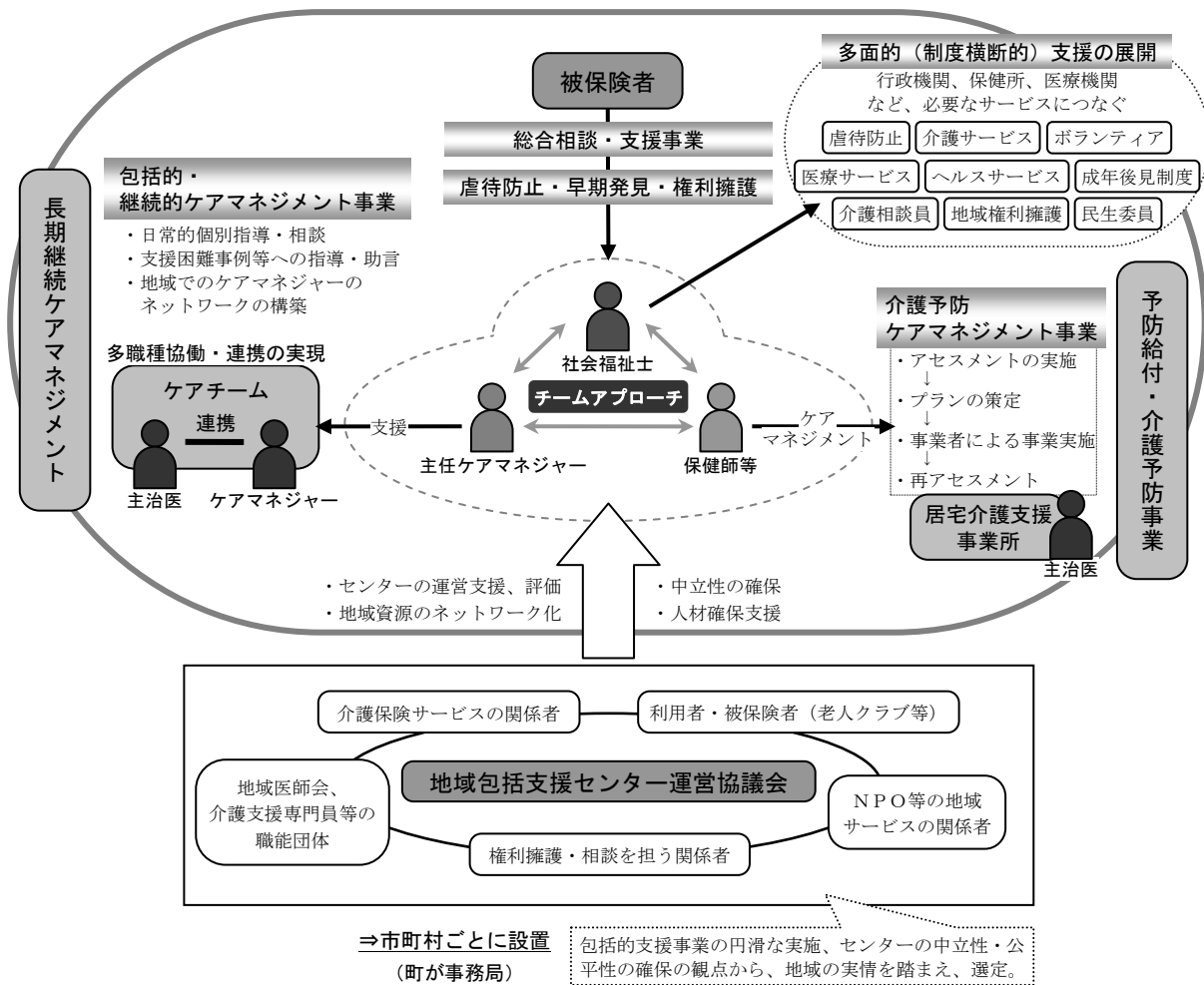
地域包括支援センターでは、保健・医療・福祉の知識を有する職員を配置し、要介護となるおそれのある高齢者や家族の生活不安の相談などに対応しています。

人員体制として、保健師または地域ケア・地域保健等の経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が常駐し、これら専門の職員が、相談者の必要に応じて、介護予防に関する助言・指導・プランの作成、介護におけるさまざまな問題への指導・助言などを行うとともに、他の行政機関や医療機関におけるサービスの紹介等も行っています。

【今後の取り組み】

高齢者の健康や介護サービスなどに関する地域住民の不安解消の一助となるよう、高齢者の立場に立ったきめ細かい体制づくりの整備に努めます。

■地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



資料：厚生労働省

② 高齢者等の権利擁護・虐待の早期発見、防止

精神上の障がいにより判断能力が不十分な方に、契約の締結等を代わりに行う代理人を選任することや、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、その取り消しを可能にするなどの措置により、これらの人を不利益から守る制度に「成年後見制度」があります。

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分ではない方が、不当な契約の強要や金銭の管理の行き違いなどで被害を受けるケースが年々増えてきていますが、地域包括支援センターでは、そのようなさまざまな相談に応じながら、高齢者の方が地域において安心して自立した生活を送れるよう支援しています。

【今後の取り組み】

高齢者の権利擁護事業として、成年後見制度に関する情報の提供、成年後見に取り組む団体等の紹介などを行い、制度の利用促進を強化していきます。

また、介護者、家族など、近親者による虐待や、人権侵害などのケースも増加してきています。高齢者等の虐待を早期発見し、そうした状況から救うため、地域の関係者によるネットワークの構築に、今後も積極的に取り組んでいきます。

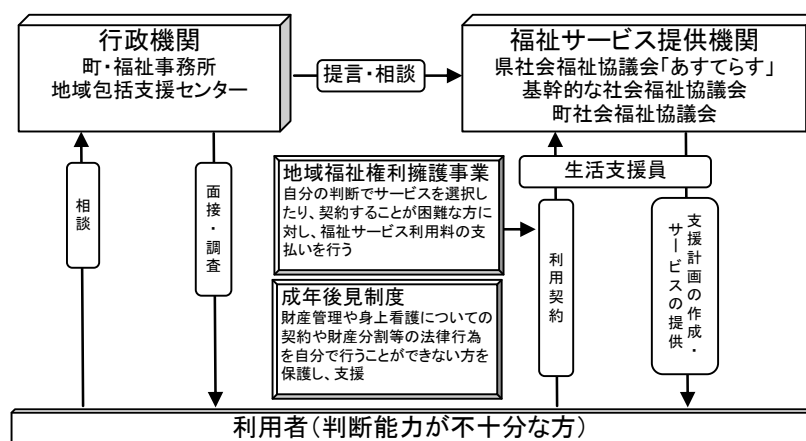
(2) 町役場の相談窓口

役場担当課においても、高齢者等からの健康や介護問題、虐待や金銭問題等、多岐にわたるさまざまな心配ごと相談に対応しています。高齢者が地域で安心して暮らしていくための総合的な相談に対し、地域包括支援センター、各事業所の担当ケアマネジャー等関係者と十分に連携をとりながら、適切かつ迅速な対応に努めています。

【今後の取り組み】

役場の相談機能の充実、高齢者ができるだけ身近なところで安心して相談できる体制づくり、ネットワークづくりに取り組みます。

また、介護サービスや高齢者保健・福祉サービスに関する情報提供に努め、高齢者が戸惑うことなくサービスを利用できるように支援していきます。



5 災害時要援護者の支援

(1) 災害時要援護者支援の体制づくり

本町では、平成 22 年 9 月末現在、災害時要援護者名簿に登録されている 65 歳以上ひとり暮らし高齢者が 788 人、65 歳以上高齢者のみ世帯が 955 世帯となっています。今後、ひとり暮らし高齢者等の増加が予測される中、災害時に支援を必要とする要援護者の把握と、円滑な避難・誘導と避難場所での医療・介護の継続に向けて、「災害時要援護者対応マニュアル」に基づき、関係者・関係機関等と連携を図っています。

【今後の取り組み】

今後も、災害時要援護者の支援に向けて、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防、医療機関、介護事業所をはじめとする関係者・関係機関等と連携し、要援護者の安否確認と避難誘導・避難時の支援体制の整備を推進します。

